地域支援ハウス　いちごの家・上物部　重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（洲介福指定）

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業所　……1
２．事業所の概要　……1
３．事業実施地域及び営業時間……2
４．職員の配置状況……3
５．当事業所が提供するサービスと利用料金……5
６．苦情の受付について（契約書第 18 条参照）……7
７．運営推進会議の設置……8
８．協力医療機関、バックアップ施設……8
９．非常火災時の対応……8
１０．サービス利用にあたっての留意事項……8

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　いちえ福祉会

（２）法人所在地　　兵庫県洲本市上物部 951 番地１

（３）電話番号　　０７９９－２５－１５１８

（４）代表者氏名　　理事長　藤田　葉子

（５）設立年月　　平成 22 年 11 月 29 日

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　　指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所

平成　２３年８月１日指定　　介護保険事業所番号　2891500114

（2）事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が　自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

（3）事業所の名称　小規模多機能型居宅介護事業所　地域支援ハウス　いちごの家・上物部

（4）事業所の所在地　兵庫県洲本市上物部 951 番地 1

（5）電話番号　０７９９－２５－１５１８

（6）当事業所の運営方針利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

（7）開設年月　平成２３年　8月　1日

（8）登録定員　　２９人

（通いサービス定員１８人、宿泊サービス定員９人）

（9）居室等の概要　当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、２人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し付けください（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります）。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	洋室	8室	（9.60 ㎡×1室、9.86 ㎡×1室、9.65 ㎡×1室、9.51 ㎡×1室 9.55 ㎡×1室、9.84 ㎡×1室、9.97 ㎡×1室、9.99 ㎡×1室）
	和室	1室	（11.72 ㎡×1室）
	合計	9室	89.69 ㎡
居間		2室	※38.80 ㎡、9.73 ㎡
食堂		1室	※　居間、食堂共有　38.80 ㎡）
台所		1室	※5.0 ㎡（居間、食堂内に含む）
浴室		1室	4.00 ㎡　　脱衣室込（9.99 ㎡）
消防設備		1式	消化器、スプリンクラー、火災通報設備、誘導灯、各種感知器、非常用照明の設備
その他			

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

３．事業実施地域及び営業時間

（1）通常の事業の実施地域　洲本市全域

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません

（2）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日　9時～１７時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日　１７時～翌８時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉　※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

管理者：１名（常勤兼務）　・　介護支援専門員：１名（常勤）

介護職員：１２名以上　・　看護職員：１名（非常勤）

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 人（8 時間×5 人÷40 時間=1 人）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
１．管理者	勤務時間：８：３０～１７：３０
２．介護支援専門員	勤務時間：８：３０～１７：３０
３．介護職員	主な勤務時間：　８：３０　～　１７：３０ 夜間の勤務時間：　１７：００　～　翌１０：００ その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
４．看護職員	勤務時間：　８：３０　～　１７：３０

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の２つの場合があります。

（1）利用料金が介護保険から給付される場合 （介護保険の給付の対象となるサービス）
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 （介護保険の給付対象とならないサービス）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第４条参照)＊

以下のサービスについては、料金の９割または８割または７割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の１割または２割または３割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます（（５）参照）。

〈サービスの概要〉

ア　通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

・食事の提供及び食事の介助をします。

・調理場で利用者が調理することができます。

・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

・入浴または清拭を行います。

・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

・入浴サービスの利用者は任意です。

③排せつ

・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ　訪問サービス

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ　宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

〈サービス利用料金〉（契約書第５条参照）

ア　通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)。

サービス利用に係る自己負担額 (1割 2割 3割)	要支援 1	要支援 2	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	3,450円 6,900円 10,350円	6,972円 13,944円 20,916円	10,458円 20,916円 31,374円	15,370円 30,740円 46,110円	22,359円 44,718円 67,077円	24,677円 49,354円 74,031円	27,209円 54,418円 81,627円

☆　月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆　月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆　ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。　償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（2）ア及びイ参照）

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

初期加算（1日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日あたり３０円かかります。 30 日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

認知症加算（Ⅲ）

日常生活に支障を来たすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症者が利用した場合、1月あたり760円かかります。

認知症加算（Ⅳ）

要介護2である利用者であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症者が利用した場合、1月あたり460円かかります。

小規模多機能型職員処遇改善加算（Ⅱ）１４．６％

小規模多機能型訪問体制強化加算　　１０００円　/　月

訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度配置している。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）　　１００円　/　月

訪問リハビリテ―ション若しくは通所リハビリテ―ションを実施している事業所又はリハビリテ―ションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）する。

当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場に置いて、又は、ＩＣＴを活用した動画等により利用者の状態を把握した上で助言を定期的に行うこと

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　　１０円　/　月

介護業界の人員不足を背景に、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを活用し、業務改善を継続的に行う。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

ア　食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：３００円　昼食：６００円　夕食：５５０円　おやつ：１００円

イ　宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

基本料金　２，０００円

ウ　レクリェーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

エ　複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき　１０円

☆　経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う２か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

①事業所での現金支払

②銀行振込み

【銀行振込の場合】

徳島大正銀行　　洲本支店
普通預金　No.８５１９５７４　　社会福祉法人　いちえ福祉会　理事長　藤田　葉子

③銀行口座振替

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第６条参照）

☆　小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆　利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆　５．（１）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は１か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も１ヶ月の利用料は変更されません。ただし、５．（２）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無　料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	５００円

☆　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（５）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

６．苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）：介護支援相談員

○苦情解決　　（担当者）：管理者

○受付時間　　毎週　月曜日～　土曜日

9：00～　17：00

（2）行政機関その他苦情受付機関

洲本市役所　健康福祉部 介護福祉課	所在地　兵庫県洲本市本町３丁目４番１０号 電話番号　0799－22－9333 FAX　0799－26－0552 受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分 （土・日曜祝日除く）
国民健康保険団体連合会	所在地 兵庫県神戸市三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 電話番号 078-332-5617　FAX078-332-5650

7．運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞
構　成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、
　　小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開　催：隔月で開催。
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8．協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関・施設＞

洲本伊月病院	所在地　兵庫県洲本市桑間 423 電話番号　0799－26－0770
介護老人保健施設せんけい苑	所在地　兵庫県洲本市桑間字太田 495－1 電話番号　0799－26－0780

9．非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年２回、契約者も参加して行います。

洲本広域消防署への届出日　：　令和　３年　７月　１４日

＜消防用設備＞

・自動火災報知機　・非常通報装置　・非常用照明
・誘導灯　・消火器　・各種感知器

１０．サービス利用にあたっての留意事項

〇サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

〇事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

〇他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

〇衣類、所持品すべてに名前のご記入お願いします。

〇所持金品は、自己の責任で管理してください。

〇事業所内での他の利用者の対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

年　　月　　日

指定小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

小規模多機能型居宅介護事業所　地域支援ハウス　いちごの家・上物部

説明者職名　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所　　氏名　　印

保証人住所　　氏名　　印

身元引受人住所　　氏名　　印